

山口地方裁判所委員会（第21回）議事概要

- 1 日時 平成25年7月19日（金）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 山口地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

石塚 隆雄（山口地方検察庁次席検事）

内山 新吾（弁護士）

竹田 隆（山口地方裁判所長）

田中 俊彦（山口県消費生活センター所長）

長倉 哲夫（山口地方裁判所判事）

村重 理是（山口放送株式会社山口支社長）

矢次 巧（山口商工会議所総務部長）

山根 由彦（山口市市民安全部長）

山元 浩（弁護士）

豊 嘉哲（山口大学経済学部准教授）

(2) オブザーバー

民事首席書記官，刑事次席書記官

(3) 説明者

裁判官，弁護士，刑事首席書記官

(4) 事務担当者

事務局長，総務課長，総務課課長補佐，庶務係長

4 議事の概要

- (1) 報告「第20回山口地方裁判所委員会での御意見を踏まえた取組について」
（総務課長）

(2) 議題「裁判員裁判について」

ア 裁判員裁判の現状について（刑事首席書記官による基調説明）

イ 分かりやすい審理について（検察官，弁護士，裁判官による説明）

ウ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(3) 次回の意見交換のテーマについて

「民事調停制度について」をテーマに意見交換を行うことになった。

(4) 次回開催日の決定

平成26年1月28日(火)午後2時

(別紙)

「裁判員裁判について」に関する意見交換の要旨

(発言者： 委員長， 委員， 説明者)

かつて記者として取材していたが，裁判員裁判が始まってから改めて取材してみて，裁判は非常に分かりやすくなったという印象を持った。先ほど，検察官，弁護士，裁判官から，それぞれの工夫の仕方について説明を聞いたが，いいことだと思う。

先ほど検察官から，録音された証拠物などは反訳した文書をモニターに表示しながら法廷で実際に再生するといった説明があったが，例えば被害者の声などは，耳に残り，繰り返し流れることがあると思う。凄惨な事件の写真などは，一旦モノクロのものを示してからカラーの写真を見せる配慮をしているということだが，録音された証拠物に関してはどのように考えているのか。

事案によると思う。例えば，ストーカーから殺人に発展したような事案では，加害者が被害者に電話をかけたときのやりとりは，事件の実態を理解してもらう上で実際に裁判員に聞いてもらう必要があると思うが，裁判員の負担に配慮して，再生しない方法も考えられる。録音された被害者の声を聞くことにより裁判員に精神的負担がかかると思われるものは，再生という形を取らずに，反訳書を示すことも検討すると思う。

裁判官の立場から申し上げると，事実認定や量刑判断に必要不可欠かどうかを裁判体が判断し，採用して取り調べることになると思う。裁判員の精神的負担も考慮することになると思う。

証拠については，公判前整理手続において，法曹三者で十分議論し，必要不可欠な証拠だけを取り調べることとし，証拠調べの方法についても裁判員

に精神的負担がかからないような方法で行うようにしている。

7月8日に行った裁判員経験者の意見交換会において、写真について御意見を伺ったところ、遺体の写真を見ても大丈夫という方もいたが、ちょっときついなと思われる写真があれば一言言ってほしいというような意見もあった。また、大丈夫と思っていたが、その映像が頭の中にずっと残っているという方もおられた。

精神面でのケアについては、裁判員メンタルヘルスサポート窓口が開設されているが、外形上大丈夫そうに見える方でも後々ストレスを抱える場合もあると思うので、これからも十分配慮していきたいと思う。

弁護士による説明の中で、責任能力、特に飲酒、酩酊による責任能力の低下が争点になった事例の紹介があった。プロの裁判官は、飲酒による責任能力の低下とこれに伴い刑が軽くなる場合があるということは理解できると思うが、一般市民の方から見て、酒を飲んだことによって刑が軽減されるということがすんなり受け入れられるのか、お聞きしたい。もし受け入れられるとしたら、責任能力について一般的な理解があるのか、それとも、裁判官等から責任能力に関する考え方についての説明が必要になるのかについてもお聞きしたい。

お酒を飲んだから刑が軽くなるというのは、驚きである。

酒の上での失敗というのは、数十年前はある程度許されたかもしれないが、今は、飲酒運転に対しても懲戒免職になるというような意識であるので、酒の上での行為はいかがなものかと思う。

一市民としては、酒の上での行為というのは許されるべきではないと考えるが、本人が酩酊状態で、やったかどうか分からないというときにどう考えたらいいのかという疑問はある。

皆さんと同じで、お酒を飲んだということが理由になるのかなと思う。

率直に言うと、違和感がある。

責任能力とか、専門的な言葉が出てくる事件があるが、これについては、まず、検察官、弁護士から、裁判員がよく分かるように説明していただいている。検察官、弁護士の説明で理解していただければ、裁判官からは特に付け加えないが、専門用語や難解な法律については、裁判官が噛み砕いて裁判員に説明することもある。他庁の状況も参考にしながら、分かりやすい説明を工夫しているところである。

酌量の程度とか、質によっては刑が軽減されるとか、責任能力に影響するということは、裁判員に理解していただけるのか。

法律の裁判例を前提として、この事件についてはどう判断するのかということを経験者に説明している。みなさんが理解された上で評議が行われたと思っている。

私は、裁判員の経験もなく、裁判員裁判を傍聴したこともないが、分かりやすい裁判について努力されていると思う。

裁判員裁判を何度も傍聴しているが、途中から傍聴しても一、二時間聞けば、何が論点になっていて、どういう事件なのかということが分かる。驚くほど分かりやすくなっていると思う。

山口では、分かりやすい裁判員裁判について、検察官、弁護士及び裁判官の法曹三者で検討会を行っている。一般的な会議をしてもなかなか具体的な議論がしづらいということで、事件ごとに担当された検察官、弁護士の方に集まっていただき、具体的な事件に即して、分かりやすい冒頭陳述の仕方や証拠調べの方法等について検討している。

もし私が裁判員になったら、一番負担に感じるのは守秘義務だと思う。裁判員裁判実施状況の検証報告書に、61人が守秘義務の範囲が分かりにくいと述べていると書かれているが、これは率直な意見ではないだろうか。裁判

員には最初に説明されると思うが、特に守秘義務の範囲に関する説明を重視すればいいと思う。

裁判員には、守秘義務の趣旨や範囲についてかなり詳しく説明しており、感想を話すことについては問題ないということも説明している。裁判員経験者の方から、評議において個々の裁判員、裁判官がどういう意見を述べたかということは言わなくても経験談を話すことができたし、話が続かないということもなかったとお聞きし、守秘義務の範囲については理解していただいていると感じている。

守秘義務の範囲については、裁判員の方はそれほど悩むことはないだろうということか。

はい。だれがどういう意見を述べたかということをお話しする必要もないし、十分話はできたと聞いている。

評議の場というのは、ある意味、裁判員同士のコミュニケーションの場になるわけで、それぞれの人柄だとか、人間性とか、誰がどういうことを言ったかというのは印象に残るところなので、話したいと思うのではないだろうか。そういう意味では、ルールとして話してはいけないからと言って、割り切れるのかなと思う。

7月8日に行った裁判員経験者の意見交換会において、守秘義務について御意見を伺ったところ、ほぼ全員の方が、きちんと説明してもらったので、どこまでが守秘義務の範囲なのか分かったと述べられている。守るべきことは守って話すことができたので負担はなかったとの御意見もいただいております、守秘義務の範囲については理解していただいていると思っています。

裁判員経験者に対するアンケートは、裁判員裁判が終局した段階で書いてもらっているのか。

裁判が終局したときに記入していただいている。

アンケート結果を見ると、裁判員として裁判に参加した感想として、約95パーセントの方が非常によい経験と感じた、又はよい経験と感じたと回答しているが、逆に、3パーセントの方はあまりよい経験と感じなかった、又はよい経験とは感じなかったと回答している。このアンケートが裁判員裁判が終わった直後に実施したものだとしたら、一定期間経過後、この数字がどうなるのかということ想像する必要があるのではないだろうか。裁判が終わった直後は、達成感や高揚感があるし、守秘義務の負担感とかいわゆるPTSDなどは、後になって出てくるのだと思う。裁判員に選ばれるまでのことについてアンケートを実施することも必要だが、裁判が終わった後はどうなのか、どのように感じているのか、裁判員経験者に聞いてみる必要があると思う。

裁判員裁判の実施状況について、山口地裁では、平成25年4月末までに43人の事件を取り扱い、そのうち38人について終局したということだが、控訴されず、山口地裁で判決が確定した事件はどれくらいあるのか。

有罪判決を受けた人が37人で、うち10人が控訴したので、残りの27人については山口地裁で判決が確定したことになる。

一般の事件と比較して、大きな違いはあるか。

データがないのでお答えできない。

以 上